

聖監第19号の3

令和3年8月30日

聖籠町上下水道事業

聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町代表監査委員 二宮 秀男

聖籠町監査委員 田中 智之

令和2年度聖籠町水道事業会計決算の審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された決算書について、別紙のとおり意見書を提出いたします。

令和2年度聖籠町水道事業会計決算の審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和2年度聖籠町水道事業会計決算書について、関係諸帳簿、証書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

記

- 1 審査の期日 令和3年7月21日（水）
- 2 審査の対象 令和2年度聖籠町水道事業会計決算書、諸帳簿及び証書類
- 3 監査委員の氏名 聖籠町代表監査委員 二宮 秀男
聖籠町監査委員 田中 智之

総括的意見

地方公営企業法に基づく決算審査にあたり、関係諸帳簿、証書類を照査すると共に担当課長から詳細な説明を受け慎重に審査を実施した結果、係数的に差異はなく又、決算書等関係書類も正確に調整されており特筆すべき違法性や不適當な点は見受けられなかった。

従って、令和2年度聖籠町水道事業会計決算書は適正なものと認めます。

なお、以下の事項について検討されたい。

1 水道使用量の増加策について

普及率は99.2%で前年度対比同率であり、依然として未契約世帯は31戸存在している。

節水意識の高まりや節水機器の普及に加え、給水件数は80件増加しているものの給水人口は144人減少しており、水道使用量の増加は厳しい状況にあると言える。

未接続世帯へは衛生面等からも全面使用への理解と協力を求め、有収水量の増加に努められたい。

2 財政の健全化について

令和2年度の純利益は9,699千円で前年度対比213.2%の大幅な増で引き続き黒字決算となっているが、最大期の黒字には回復していない。

企業債の元利償還金は43,019千円で前年度対比ほぼ同額となっており、令和2年度は借り入れがなかったため残高は370,418千円で減少している。

一方、未処理欠損金は434,790千円で黒字決算となっているため前年度対比9,699千円減少している。

また、内部留保金は資本的収支の資金不足を補填しているものの664,415千円で、前年度対比61,259千円の増となり未処理欠損金を上回っているが、本業である営業収支は6,315千円の営業損失である。このような状況から、消火栓に対する負担金といった基準に基づいた一般会計からの繰入金など営業収益の増加策に取り組まれない。

3 事務事業の効率化について

有収率は86.59%で前年度対比3.25ポイント上昇している。これは水質管理のための排水量の見直しによるところが大きく、事務事業改善の成果と言えることから、管理点検を一段と徹底し、高い有収率を実現されたい。

また、給水原価と供給単価の価格差は縮小しているが、5.76円開いており更なる圧縮に努めると共に、第5次聖籠町総合計画におけるマスタープランでは人口を13,846人としていることを踏まえ、一日最大受水量との整合性を考慮されたい。

また、配水管の布設替えや耐震化に係る資金調達は借り入れや留保金の取り崩しや他会計繰入金など最善の組み合わせにより計画的に進められたい。